

各位

会社名 株式会社ANAPホールディングス
 代表者名 代表取締役社長 川合 林太郎
 (コード番号：3189・東証スタンダード)
 問合せ先 財務部長 根岸 良直
 電話番号 03-5772-2717

第三者割当による第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに第8回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、2026年3月13日開催の取締役会において、EVO FUND（以下「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第9回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）及び金融商品取引法による届出の効力発生を停止条件として本新株予約権の発行及び引受けの義務が発生する内容を含む、本新株予約権に関する本日付の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を割当予定先との間でそれぞれ締結することを決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします。また、併せて当社が2025年12月1日に第三者割当により発行した株式会社ANAPホールディングス第8回新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）の取得及び消却の実施についても決議しましたので、お知らせいたします（以下、本新株予約権の発行、第8回新株予約権の取得及び消却並びに本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）。

I. 第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行

記

1. 募集の概要

(1) 割当日	2026年3月30日
(2) 新株予約権の総数	計500,000個
(3) 発行価額	総額9,000,000円（新株予約権1個当たり18円）
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式 50,000,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は115円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は50,000,000株であります。
(5) 調達資金の額	11,458,520,000円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいいます。以下同じです。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」といいます。）は、当初、230円とします。 (1) 行使価額は、2026年3月31日に初回の修正、2026年4月1日に2回目の修正がされ、以後2取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）が経過する毎に修正されます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。初回の修正においては、行使価額は、2026年3月13日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行

	<p>使価額を下回る場合、下限行使価額とします。)に修正されます。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ2連続取引日(以下、2026年3月13日とあわせて、「価格算定期間」といいます。)の各取引日(但し、終値が存在しない日を除きます。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。)に修正されます。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行われません。また、価格算定期間内において本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。</p> <p>(2) 上記第(1)号にかかわらず、①当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日(当日を含みます。)から当該株主確定日等(当日を含みます。)までの、株式会社証券保管振替機構の手続き上の理由により本新株予約権の行使ができない期間(以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。)、及び②当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後(当日を含みます。)の日とし、当該日以降、2取引日が経過する毎に、上記第(1)号に準じて行使価額は修正されます。下限行使価額は、115円とします。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに対して割り当てます。
(8) 権利行使期間	2026年3月31日から2027年9月30日までとします。
(9) その他	<p>本新株予約権の発行は、金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。</p> <p>また、本新株予約権の発行要項においては以下の取得条項が定められております。</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下「取得日」といいます。)の11取引日以上前に本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」といいます。)又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。)で取得します。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。

行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少する可能性があります。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

2. 募集の目的及び理由

当社は、1992年の創業から30年以上に亘り、主にレディースカジュアルファッション衣料の販売を主要な事業としてまいりました。当社グループは、経営体制を刷新し、ブランド顧客の年齢層や嗜好性に合わせたリブランディングを推進しております。時代の変化に即応した新たなコンセプトのもと、ターゲット層を明確化した商品展開の試みを開始し、消費者ニーズに寄り添った価値の提供に注力しております。また、商品原価率の見直しを進め、売上総利益の改善を図るとともに、当社オリジナルの商品力を高めることで、競合他社との差別化を目指しております。さらに、SNSを活用した広告手法を強化することで、デジタルマーケティング戦略を積極的に展開し、ECシステムの全面的な見直しを行い、顧客体験を向上させる取組を進め、オンライン販売の強化を図っております。これらの施策により、安定的かつ長期的な収益基盤の確立を目指しておりますが、現時点におきましては売上・利益ともに2025年8月期において売上高1,774百万円、営業損失1,456百万円、親会社株主に帰属する当期純損失2,660百万円、2026年8月期第1四半期においても売上高531百万円、営業損失592百万円、暗号資産評価損1,965百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失2,777百万円と厳しい状況が続いております。主な理由としては、2025年8月期においては、新規の仕入れ並びに事業再生計画に基づく出退店を抑制したこと等で、既存の店舗・卸売販売、ライセンス事業及びインターネット販売事業における各指標が振るわなかったことに加え、新規事業であるエステティック・リラクゼーション事業において多額の減損損失を計上したことが挙げられ、2026年8月期第1四半期においては、商品原価率見直し、オリジナル商品力向上、デジタルマーケティング戦略積極展開等の施策に取り組んだものの業績改善には未だつながっておらず、加えてビットコイン市場が前期末比軟調に推移したことにより暗号資産評価損を計上したことが挙げられます。当社としては、今後も更なる改善策を講じ、事業規模の再拡大に向けた企業努力を継続してまいります。

強固な財務体質への変革に向けては、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続において、当社より提出しました事業再生計画案について全ての取引金融機関に同意をいただき、2024年7月31日付で事業再生ADR手続が成立いたしました。また、2024年10月31日付で全ての取引金融機関に対する残債務の弁済を完了し、これに伴い債務免除の効力が発生いたしました。さらに、2024年11月26日開催の当社第33回定時株主総会におきまして、新株式及び新株予約権の発行を行うことを決議し、同年11月27日新株式及び新株予約権の払込み完了により債務超過を解消し、また、2025年7月22日付第三者割当増資の実施により、2025年8月期末時点における純資産の額は12,645百万円となりました。

このような状況において、当社は、ファッション事業単独ではなく、収益性の高い新規事業への参入、事業再編等を図り、当社グループの事業基盤の確保、収益基盤の獲得を進める必要を最重要課題と認識しておりました。このような課題認識を背景として、当社は、2025年1月20日付適時開示「子会社設立および新たな事業の開始に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、2025年2月3日に連結子会社として株式会社ANAPライトニングキャピタル（以下「ANAPライトニングキャピタル」といいます。）を設立し、新たな事業として投資事業等を開始しており、その一環としてビットコインへの投資に取り組むことを決定し、また、2025年4月16日付適時開示「ビットコイン購入に関するお知らせ」及び同月28日付「当社グループによるビットコイン購入に関するお知らせ」のとおり、ビットコインの購入によるビットコイン財務戦略の強化を進めておりました。こうした取組を通じて得られた各種知見をもとに、2025年6月9日付適時開示「当社グループによる「ビットコイン事業」の開始に関するお知らせ」のとおり、当社はビットコイン購入を含む関連ビジネスを「ビットコイン事業」として本格的に推進しております。当社のビットコイン事業は、①ビットコイントレジャー戦略、②ビットコイントレーディング戦略、③ビットコイン関連ライフスタイル事業、④ビットコイン関連テクノロジー事業を柱として構成しており、グループの新たな収益基盤の確立と企業価値の向上を目指しております。当社は、このような事業方針に基づき、2025年4月16日から2026年1月21日までの間に、適時開示にて公表のとおり、複数回にわたりビットコインの購入を実施しており、2026年3月12日時点で1,417.0341BTCを保有するなど、順調に規模拡大を進めております。

当社はさらにビットコイン取得を含むビットコイン事業を推進する方針を有しており、2025年12月

1 日には、このタイミングで可能な限り大きな資金調達枠を新株予約権等により確保することが最善の経営判断であるとの考えのもと、第三者割当により第8回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました（以下「前回資金調達」といいます。）。

こうした状況を踏まえ、前回資金調達は主としてビットコイン追加購入に充当することを目的とし、これにより、新規事業の拡大と成長基盤の強化を図り、中長期的な企業価値の向上につなげ、あわせて、一部の資金を短期借入金の返済に充当することで、財務体質の改善も並行して進める予定でございました。しかしながら、2026年2月以降、当社株価が第8回新株予約権の下限行使価格を下回って推移しているために新株予約権の行使が進まない状態に陥っております。これを是正すべく、当社は、残存する第8回新株予約権の全てを発行価額で取得した上で消却するとともに、第9回新株予約権を発行することで、円滑に資金調達がなされる状態を構築したいと考えております。

本資金調達は、当社の財務基盤を安定化させ、将来的な成長の柱であるビットコイン事業をさらに拡大するために不可欠な取組であります。特に、直近において下落傾向にはあるものの、ビットコインが中長期で世界的かつ構造的に日本円及び国際基軸通貨である米ドルに対して強含むトレンドにあるとの当社の見方に変わりはありません。現時点では市場価格の下落により、保有ビットコインに多額の含み損が発生しておりますが、過去の歴史的価格推移のサイクルを鑑みれば、数年単位の視点でビットコインの価値は上昇していくものと判断しております。かかる当社の基本認識のもとで、当社は2027年9月末までに約54億円の段階的なビットコイン購入を計画しております（市場環境、資金調達状況等により変動します。）。その具体的な取得方法といたしまして、ビットコインに特徴的な「半減期サイクル」に基づく約4年周期の価格推移傾向を踏まえ、現在の価格下落局面においても段階的な購入を停止せず継続して時間分散的に取得していくことが、中長期的に当社にとって経済的利益をもたらすと確信しております。また、ビットコイン関連事業は今後の経済構造において重要な位置を占めると考えております。当社は、継続的なビットコイン取得によるプレゼンス向上や国際的イベント主催・参加による世界の主要業界関係者とのネットワーク構築がこの分野における競争力強化につながると認識しており、これが当社の中長期的な成長に直結すると考えます。こうした取り組みを通じて成長機会を確実に捉えるためには、十分かつ安定的な資金基盤の確保が急務であり、本資金調達は戦略上、回避できない選択であると認識しております。

もともと、本新株予約権の発行に伴い、将来的に転換・行使が進むことで、6ヶ月通算で約114.88%（議決権ベースの希薄化率は115.82%）という極めて大きな希薄化が生じる可能性があります。これは既存株主の皆様にも多大なご負担をおかけするものであり、当社としても重く受け止めております。しかしながら、この負担を上回る中長期的な価値向上が見込まれるため、あえてこの調達を実行する決断に至りました。

本新株予約権については、下記「(1) 資金調達方法の概要 ② 制限超過行使の禁止」に記載のとおり、割当予定先と締結する本買取契約において行使数量制限が定められており、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、段階的な行使を前提とし株価への影響を考慮した設計となっており、一度に大量の株式を発行する場合と比べ、既存株主に与える影響を一定程度緩和できると考えております。また、調達資金の用途については厳格に定めており、財務体質の改善による安定性の確保と、ビットコイン事業を中心とした成長投資への配分を徹底する方針です。これにより、単なる資金繰り対策にとどまらず、持続的に収益基盤を拡充し、企業価値の最大化に資することを目指してまいります。

特にビットコイン事業に関しては、市場環境の変化を先取りして投資を行うことにより、長期的な成長余地が極めて大きいと認識しております。このタイミングでの積極的な資金投入こそが、競合他社との差別化を図り、将来の収益源を確立するために不可欠であると判断しております。こうした成長投資を可能にするために本資金調達を行うことは、短期的には大きな希薄化を伴うものの、長期的には株主の皆様にとって最大の利益還元につながるものと考えております。

当社は、株主の皆様のご負担を軽減すべく、調達資金の効率的かつ透明性の高い運用に全力で取り組みます。そのうえで、短期的な希薄化という犠牲を上回るリターンを実現し、企業価値を持続的に高めることで、結果として既存株主の皆様利益に貢献するものであると判断しております。

当社といたしましては、既存株主の皆様株式価値を可能な限り毀損することなく、本資金調達により財務体質の改善とビットコイン事業の成長投資を同時に進め、持続的な企業価値向上を実現してまいります。

今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金用途及び支出予定時期については、下記「4 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載しております。

なお、本資金調達により発行される本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合に交付される普通株式 50,000,000 株に係る議決権の数は 500,000 個であり、これに、2026 年 2 月 28 日時点で割当予定先が保有する当社普通株式 2,000 株、本日付で割当予定先が保有する第 8 回新株予約権の目的である株式 30,430,000 株の合計 30,432,000 株に係る議決権の数 304,320 個を加えた議決権の数は 804,320 個であり、その結果、割当予定先は、当社の総議決権の数の最大 65.07%（小数点以下第 3 位を四捨五入。）を保有し得ることとなり、会社法第 244 条の 2 第 1 項に定める特定引受人に該当いたします。以下は、同項及び会社法施行規則第 55 条の 2 に定める通知事項です。

- (a) 特定引受人の氏名又は名称及び住所
EVO FUND (エボ ファンド) c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1- 9005, Cayman Islands
- (b) 特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数
本日付で割当予定先が保有する第 8 回新株予約権の数を基準とした場合、804,320 個となります。
- (c) (b)の交付株式に係る最も多い議決権の数
500,000 個
- (d) (b)に規定する場合における最も多い総株主の議決権の数
2026 年 2 月 28 日時点の総議決権数 431,713 個を基準とし、第 8 回新株予約権については本日付で割当予定先が保有する数を基準とした場合、1,236,013 個になります。
- (e) 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する取締役会の判断及びその理由
当社は、本資金調達が実行され、本新株予約権が行使された場合、大規模な希薄化を伴い、既存株主の皆様にも不利益を与える可能性があります。当該希薄化は、「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、株価等の当社株式の市場取引へ過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の影響は限定的であり、かつ、本資金調達は、当社の財務体質の改善と成長投資を同時に進め、持続的な企業価値向上につながるものであり、やむを得ないと判断しております。
- (f) 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する監査役の見解
当社監査役全員は、本資金調達が実行され、本新株予約権が行使された場合、大規模な希薄化を伴い、既存株主の皆様にも不利益を与える可能性があります。当該希薄化は、「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、株価等の当社株式の市場取引へ過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の影響は限定的であり、かつ、本資金調達は、当社の財務体質の改善と成長投資を同時に進め、持続的な企業価値向上につながるものであり、やむを得ないと判断している旨の意見を表明しております。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が、割当予定先に対しMSワラントである本新株予約権を割り当て、その行使によって、当社の資本が増加する仕組みとなっています。当社は、本日付で、本新株予約権について、割当予定先との間で、本新株予約権の募集に係る有価証券届出書による届出の効力発生を停止条件として本新株予約権の発行及び引受けの義務が発生する内容を含む本買取契約を締結します。その他、本買取契約に規定されているものも含め、本新株予約権に係る主要な条件は以下のとおりです。

① 行使価額の修正

行使価額は、割当日の 1 取引日後に初回の修正がされ、割当日の 2 取引日後に 2 回目の修正がされ、以後 2 取引日が経過する毎に修正されます。

行使価額が修正される場合、行使価額は、初回の修正においては 2026 年 3 月 13 日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 100% に相当する金額に修正され、2 回目以降の修正においては修正日に先立つ 2 連続取引日の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の 100% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた額に修正されます。なお、当社の資金調達目的達成の観点から当社と割当予定先との間で協議を行い、行使の蓋然性を高める観点より、初回及び 2 回目以降の 2 段階の修正スキームを採用しております。

但し、修正後の金額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。

② 制限超過行使の禁止

- (a) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権及び本買取契約に定める行使価額修正条項付新株予約権付社債等を行行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わせないこと（なお、取引所の定める有価証券上場規程施行規則第436条第5項第4号において、行使価額が発行決議日の終値以上の場合には制限超過行使の禁止の適用除外とする旨を買取契約に定めることができ、本買取契約においてもその旨を定めております。）。
- (b) 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (c) 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

(2) 資金調達方法の選択理由

様々な資金調達手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な手法であるかどうかを主軸に検討を行い、下記「(3) 本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「(4) 他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームが、下記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載した資金用途に必要な資金を、既存株主の利益に配慮しつつ一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。

一方、第8回新株予約権については、当社の株価が下限行使価額を下回ることもある状況となっており、予定していた資金を適時に調達することが難しくなっていることから、取得日時点で残存する新株予約権全て（本日時点における残存個数：304,300個）を取得する旨の譲渡契約をEVO FUNDと締結し、当社が発行価額で取得後直ちに消却することとし、新たに本新株予約権を発行することといたしました。

第8回新株予約権の取得及び消却の概要は以下のとおりです。

< 第8回新株予約権の取得消却の内容 >

(1) 取得及び消却する新株予約権の名称	株式会社ANAPホールディングス第8回新株予約権
(2) 発行新株予約権総数	340,000 個 (34,000,000 株)
(3) 本日現在までの行使済新株予約権数	35,700 個 (3,570,000 株)
(4) 取得及び消却する新株予約権数	取得日時点において残存する第8回新株予約権の全て <参考：現時点における残存個数> 304,300 個 (30,430,000 株)
(5) 取得価額	取得日時点において残存する第8回新株予約権数に1個当たり取得価額 (69.00 円) を乗じた金額 <参考：現時点における残存個数を前提とした場合の取得価額総額> 20,996,700 円
(6) 取得日及び消却日	取得日：2026年3月17日 (予定) 消却日：2026年3月18日 (予定)
(7) 消却後に残存する新株予約権の数	0 個

なお、当社は割当予定先より第8回無担保社債の引受を通じた資金提供を受けており、割当予定先に対する社債の発行及び償還状況は以下のとおりです。また、下記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本新株予約権の行使により調達する資金の一部は、当該社債の償還資金に充当される予定です。

社債回号	払込日	償還状況、償還期限	発行金額	利率	調達資金の充当状況
第8回 (注1)	2025年12月15日	850,000,000円 2027年6月2日期限	1,950,000,000 円(注2)	なし	ビットコイン事業資金： 450,000,000円充当済 短期借入金返済資金： 1,500,000,000円充当済

- (注) 1. 当該社債に関する詳細につきましては、2025年10月29日付「第三者割当による第8回新株予約権(行使価額修正条項付)、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第8回無担保社債(少人数私募)の発行並びに定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照下さい。
2. 20億円を上限として、第8回新株予約権が2025年12月12日までに行使された場合、当該行使に際して出資された金銭の合計額に相当する金額を20億円から控除(但し、50,000,000円毎での控除とし、50,000,000円に満たない額は控除の対象としない。)した金額を社債の額面総額とするものとされており、19.5億円が発行されております。
3. 第8回無担保社債の発行により調達する資金はビットコイン購入代金に充当する予定でしたが、短期借入金の返済資金にも充当しております。

(3) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

① ディスカウントなしでの株式発行

行使価額修正条項付新株予約権に係る行使価額の修正は、発行会社の普通株式の普通取引の終値からディスカウントされることが一般的ですが、本新株予約権の行使価額は、初回の修正においては2026年3月13日の終値の100%、2回目以降の修正においては行使の直前の修正日に先立つ2取引日の終値の単純平均値の100%(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。)と設定されているため、基準となる株価からディスカウントがされません。なお、第8回新株予約権では行使価額の修正が3取引日の終値の単純平均値の100%のところ、本スキームでは2取引日の終値の単純平均値の100%を採用し、行使価額の修正頻度を多くすることで行使の機会を増やすことが期待されます。株価上昇時においては当該行使価額が修正日前日終値の株価の90%を下回る可能性はありますが、株価下落時においては当該単純平均値の100%が修正日の直前取引日終値の100%を上回る可能性があり、修正頻度によって当社にとって有利な条件があるか否かが決定されるものではないと考えられます。また、期間の平均値を採用することで、直前取引日の終値を採用した場合と比較して株価下落時において行使価額が高くなるため、株価下落時にさらなる株価下落を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されることが期待される設計であると考えております。したがって、株価動向次第では直前取引日の終値からディスカウントされることはあるものの、参照株価からディスカウントがなされない設計により、一般的な行使価額修正条項付新株予約権と比較して市場株価から乖離が少ない価額での行使が期待されるため、本新株予約権は、市場株価への影響をできる限り少なくし、既存株主の利益にできる限り配慮された設計となっております。また、本新株予約権においては、上記のとおり参照株価からのディスカウントがなされないことから、参照株価からのディスカウントがある場合よりも行使により調達できる額が大きくなることが期待されます。なお、発行決議後に株価が上昇した場合に行使の蓋然性を高めるべく、本新株予約権の行使価額は、割当日の1取引日後は発行決議日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額とし、発行決議後に株価が下落した場合にも行使がなされるよう、割当日の2取引日後は行使価額の修正条件に従って行使価額を修正するスキームとしております。取引所の定める有価証券上場規程施行規則第436条第5項第4号において、行使価額が発行決議日の終値以上の場合は、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要 ② 制限超過行使の禁止」に記載した制限超過行使の禁止の適用除外とする旨を買取契約に定めることができることになっており、本買取契約においてもその旨定めております。

② 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は合計50,000,000株で固定されているため、原則として、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、原則として、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

- ③ 株価への影響の軽減
行使価額の修正が行われる場合においても、本新株予約権には下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、更なる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。
- ④ 取得条項
将来的に本新株予約権による資金調達の実現性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、本新株予約権の払込期日の翌日以降であれば、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めて割当予定先に対し通知することにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することが可能です。取得額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は発生いたしません。
- ⑤ 本買取契約上の本新株予約権の譲渡制限
本買取契約において、本新株予約権の譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定です。そのため、当社の事前承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。
- ⑥ 株価上昇時の調達額の増額
本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

[デメリット]

- ① 当初に満額の資金調達ができないこと
新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。
- ② 株価下落・低迷時に、資金調達額が減少する可能性
株価が長期的に行使価額を下回る状況等では、本新株予約権の行使に伴う資金調達が当初の想定どおりにはできない可能性があります。また、本新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価水準によっては本新株予約権の行使がなされない可能性があります。なお、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ③ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界
第三者割当方式という当社と割当予定先のみでの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。
- ④ 不行使期間が存在しないこと
本スキームにおいては、円滑な行使の促進を重視する観点から、新株予約権を行使できない期間を当社が任意に設定できるといった設計とはしていません。したがって、株価の下落局面において権利行使を停止する等、権利行使を当社がコントロールすることは困難です。
- ⑤ 希薄化の発生
本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は50,000,000株（議決権数500,000個）であり、これを分子として、2026年2月28日時点の当社発行済株式総数43,524,400株（議決権数431,713個）を分母とする希薄化率は114.88%（議決権ベースの希薄化率は115.82%）に相当します。
また、本日の発行決議に先立つ6ヶ月以内である2025年10月29日に発行を決議し2025年12月1日付でEVO FUNDに対して割り当てられた第8回新株予約権34,000,000株（議決権340,000個）、並びに同日付でネットプライス事業再生合同会社割り当てられた第1回無担保転換社債型新株予約権付社債が全て当初の行使価額及び転換価額で転換された場合に交付される最大株式数1,500,938株（議決権数15,009個）を、上記本新株予約権の発行による交付株式数に合算した総株式数は85,500,938株（議決権数855,009個）であり、これを分子として、2026年2月28日時点の当社発行済株式総数である43,524,400株（議決権総数431,713個）から過去6ヶ月以内に発行された株式総数である3,570,000株（議決権総数35,700個）を控除した株式総数である39,954,400株（議決権総

数396,013個)を分母とする希薄化率は214.00%(議決権ベースの希薄化率は215.90%)となります。なお、第8回新株予約権については、2026年2月28日時点で35,700個が行使され3,570,000株が交付されましたが、残りの第8回新株予約権の合計304,300個(30,430,000株相当分)は当社が2026年3月17日付で取得し、その後速やかに消却することで、残存する第8回新株予約権はなくなる予定です。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。但し、下記「6. 発行条件等の合理性(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、本スキームの希薄化は、株価等の当社株式の市場取引へ過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の影響は限定的であると判断しております。

⑥ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。そのため、割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

(4) 他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、必要額の調達が不透明であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかはその時点で株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本スキームの方がメリットは大きいと考えております。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では資力等の問題から割当先である既存株主の参加率が非常に不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では適当な割当先が存在しません。

(d) 包括的新株発行プログラム(“STEP”)

新株の発行を段階的に行うことにより資金を調達できるという意味では、本資金調達と類似しておりますが、STEPにおいては、価額決定日において当社に未公表の重要事実がある場合には決議ができないこと等の柔軟性に欠ける点があります。一方で、本資金調達は、基本的に割当予定先の裁量により新株予約権が行使されるため、当社に生じた重要事実が割当予定先に共有されない限り、資金調達に支障を生じることがありません。

② 行使価額が固定された転換社債(CB)による資金調達

CBは、発行時点で必要額を確実に調達できるというメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり、当社の借入余力に悪影響を及ぼす可能性があることから、CBの発行による資金調達は、今回の資金調達方法としては適当でない判断いたしました。

③ MSCB

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、本スキームの方が株主への影響が少ないと考えております。

④ 行使価額が固定された新株予約権

行使価額の修正が一切なされない設計の新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性・柔軟性は本スキームと比較して低いと考えられます。そのため、今回の資金調達方法として

適当でないとは判断いたしました。

⑤ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が少なく、当社においても現時点では実施の目処は立っておりません。また、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オファリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達手法としては適切でないとは判断いたしました。

⑥ 借入・社債・劣後債による資金調達

借入、社債、又は劣後債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があり、財務健全性や今後の借入余地と今回の資金使途とのバランスを勘案し、これらの方法のみによる資金調達は今回の資金調達方法として適当でないとは判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	11,509,000,000円
発行諸費用の概算額	50,480,000円
差引手取概算額	11,458,520,000円

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（合計9,000,000円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（11,500,000,000円）を合算した金額であります。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は減少する可能性があります。払込金額の総額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の額が増加した場合には、ビットコイン購入資金への充当を考えております。払込金額の総額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の額が減少した場合は、ビットコイン購入資金の減額による調整を考えております。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用6百万円、本新株予約権の公正価値算定費用1百万円、信用調査費用0.165百万円、登記費用43.315百万円等の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計約11,458百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しています。

<本新株予約権による調達資金の使途>

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 第8回無担保普通社債の償還	1,100	2026年3月～2027年6月
② 長期借入金返済（ネットプライス事業再生合同会社）	4,988	2026年3月～2027年8月
③ ビットコイン事業資金	5,370	2026年3月～2027年9月

合計	11,458	-
----	--------	---

- (注) 1. 調達した資金は、実際の支出まで当社が当社銀行口座又は暗号資産交換業者口座にて安定的な資金管理を図ります。
2. 資金調達額や調達時期は、本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその金額については、変更される可能性があります。
3. 段階的に調達した資金は、①、②、③の優先順位で充当する予定です。但し、②は期限前一部返済であるため貸付人との協議により返済を留保し③を優先させる可能性があります。

上記に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① 第8回無担保普通社債の償還

当社は2025年10月29日発行決議、同年12月15日発行の第8回無担保普通社債（発行価額：1,950百万円、償還期日：2027年6月2日、利率：年率0.0%、割当予定先：EVO FUND）を2026年3月から2027年6月の間に、本新株予約権が行使された都度、繰上償還いたします。

② 長期借入金の返済（ネットプライス事業再生合同会社）

当社は、2025年6月20日付けの「資金調達に関するお知らせ」において、ネットプライス事業再生合同会社を貸付人とした極度貸付契約書の締結（以下「シリーズ1極度貸付」といいます。）により借入限度額50億円の資金調達を実施し、2025年8月21日付の「資金調達に関するお知らせ」において前述の借入限度額を110億円に拡大し、2025年11月末日時点での借入金残高は71億円でありました。加えて当社は、2025年12月23日付の「資金調達に関するお知らせ」において、ネットプライス事業再生合同会社を貸付人とした極度貸付契約書の締結（以下「シリーズ2極度貸付」といいます。）により借入限度額70億円の資金調達を実施しました。2026年1月31日時点で「シリーズ1極度貸付」の残高は56億円、「シリーズ2極度貸付」の残高は25億円でした。2026年2月18日付の「資金調達及び借入金の期限前返済に関するお知らせ」において、「シリーズ2極度貸付」の借入限度額を90億円に拡大するとともに、「シリーズ2極度貸付」の追加借入56.65億円をもって「シリーズ1極度貸付」に基づく借入金56億円及び経過利息を全額返済しております。さらに、2026年2月20日に当社は「シリーズ2極度貸付」を1.78億円、一部返済しました。その結果、同社からの借入金残高は2026年2月28日時点で79.87億円です。

「シリーズ2極度貸付」に基づく長期借入の概要は、次のとおりです。

	変更前	変更後
借入人	株式会社ANAPホールディングス	
貸付人	ネットプライス事業再生合同会社	
借入限度額	金 70 億円	金 90 億円
使途	投資事業資金（ANAPライトニングキャピタルへの転貸資金）及び借入金の返済資金	
金利	2%固定	
契約日	2025年12月22日（2026年2月18日変更）	
借入開始日	2025年12月23日	
最終返済期限	2027年8月31日	

本資金調達で調達する資金のうち「(2) 調達する資金の具体的な使途 ②長期借入金返済（ネットプライス事業再生合同会社）」に記載の金額については、当社が現在ネットプライス事業再生合同会社から借り入れている長期借入金である79.87億円（2026年2月28日時点）のうち、最終返済期限において貸付人による再貸付（ロールオーバー）に応じて頂けるご意向を確認済みの金額（30億円）を控除した金額を若干上回る金額として設定しており、同金額分の返済に充当する予定です。これにより、借入金への依存度を軽減し、中長期的により安定した財務運営を可能とすることを目指しております。

長期借入金の返済は、新株予約権の行使状況に応じて段階的に実施する予定であり、資金調達の進捗に合わせて柔軟に対応いたします。万が一、返済計画に変更が生じた場合には、速やかに開示等を通じてお知らせいたします。

③ 子会社への貸付を通じてのビットコイン事業資金

当社は、2025年1月20日付の適時開示「子会社設立および新たな事業の開始に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、同年2月3日に連結子会社であるANAPライトニングキャピタルを設立し、投資事業を開始いたしました。これに続き、同年4月16日付「ビットコイン購入に関するお知らせ」及び同月28日付「当社グループによるビットコイン購入に関するお知らせ」等に記載のとおり、ANAPライトニングキャピタルを通じて複数回にわたりビットコインを取得し、財務戦略の一環としてのビットコイン保有を強化してまいりました。これらのANAPライトニングキャピタルにおける先行的取組を通じて、ビットコイン市場の動向分析、業界との連携つながり強化、取引等の実務、国内の規制状況、関連インフラ等に関する実践的な知見を蓄積してまいりました。この度、これらの知見を礎とし、ビットコイン及びその関連ビジネスを当社グループの新たな成長ドライバーとすべくANAPライトニングキャピタルを中心に「ビットコイン事業」として本格的に展開することといたしました。本事業を通じて、当社グループの企業価値の持続的な向上を目指しております。当社の投資戦略の一環としてビットコインの取得を重点戦略として位置づけており、本資金調達で調達する資金のうち借入金返済に充当しない残額については、当社からANAPライトニングキャピタルへ資金を貸し付け、当該貸付資金は全額ビットコイン購入に充当いたします。これにより、当社グループのビットコイン事業の規模拡大を図るとともに、将来的な収益機会の拡大を目指してまいります。

なお、当社は、ビットコインを米ドルやゴールドと並ぶ世界の基軸資産と捉える世界の潮流は不可逆的であり、短期的には比較的大きいといわれる価格変動のために損失を被る可能性もあるものの、中長期的にその存在感はさらに高まり、対日本円での価値上昇余地が十分にあるものと考えております。ビットコイン保有に伴うリスク管理体制につきまして、当社グループでは、投資担当部署と管理担当部署を異なる管掌取締役の指揮下に置き、職務を明確に分離しています。これにより、投資実行とリスク管理の牽制体制を確保しています。当社は、ビットコイン保有に際して「価格変動リスク」「規制リスク」「セキュリティリスク」が主要なリスクであると認識しており、特に「価格変動リスク」については、投資担当部署から独立した管理担当部署が、保有ポジションと評価損益に関するモニタリング報告を週次以上の頻度で作成し、経営陣に提出する体制を構築しています。

なお、当社が認識している主要なリスクは、以下のとおりです。

①価格変動リスク

市場価格が高い変動性を有しており、価格急落により当社の資産評価額に影響を及ぼす可能性があること。

②規制リスク

暗号資産自体がまだ発展途上の市場であるため、流動性や規制に関する不確実性が残ること、及び、関連法制度や税制が変更されることで、運用方針に影響が生じる可能性があること。

③セキュリティリスク

技術的障害や取引所リスク(システム障害、ハッキング等)が存在すること。

これらのリスクを踏まえたうえで、当社はANAPライトニングキャピタルにおいてビットコイン取得に継続的に取り組んでおり、当社は引き続き、本資金調達による調達額のうち長期借入金返済に充当しない額についてビットコイン事業資金としてANAPライトニングキャピタルへの転貸資金とし、その全額をもって、市況動向を踏まえ、ビットコインの取得を行う予定であり、かかる方針に賛同頂きました割当予定先からの本新株予約権の行使等による調達額を当該資金用途へ充当することを見込んでおります。

なお、資金充当の時期や規模については、市況環境や新株予約権の行使状況等により変動する可能性があります。

また、2026年3月12日時点でのANAPライトニングキャピタルのビットコインの保有残高、評価損益及びこれまでの購入履歴は、以下のとおりであります。

ビットコイン保有枚数： 1,417.0341ビットコイン

ビットコイン購入総額： 20,951,565,363円

評価損益： Δ 5,072,203,302円(株式会社bitFlyerが公開している2026年3月11日

の「取引所の終値」を基に時価評価額を算出し、ビットコイン購入総額を減じて計算しております。)

購入日付	ビットコイン購入枚数 (ビットコイン)	平均購入価格 (円/1ビットコイン)	購入総額(円)
2025年4月16日	16.6579	12,003,976	199,961,032
2025年4月28日	35.0000	13,655,656	477,947,960
2025年5月9日	18.5044	14,900,765	275,730,440
2025年5月22日	17.5297	15,856,926	277,967,152
2025年5月28日	15.2081	15,783,194	240,032,388
2025年6月11日	23.0595	15,926,822	367,264,565
2025年6月12日	27.5031	15,733,362	432,716,235
2025年6月18日	31.2108	15,377,837	479,954,613
2025年7月8日	15.8222	15,801,818	250,019,525
2025年7月11日	28.7391	17,339,467	500,045,025
2025年7月22日 (注)	584.9057	13,677,314	7,999,939,200
2025年7月31日	16.9786	17,669,248	299,999,107
2025年8月7日	82.3264	17,005,480	1,400,000,000
2025年8月14日	86.6000	17,667,502	1,530,005,747
2025年8月21日	6.2610	16,822,101	105,323,177
2025年8月22日	11.6773	16,859,940	196,878,583
2025年9月11日	29.5808	16,901,828	499,969,604
2025年9月16日	6.4074	17,060,228	109,311,706
2025年9月17日	40.6474	17,221,272	699,999,945
2025年9月18日	7.0036	17,302,152	121,177,353
2025年9月30日	9.3999	17,064,243	160,402,179
2025年11月12日	3.3996	16,011,792	54,433,688
2025年11月13日	10.8304	15,924,905	172,473,093
2025年11月20日	20.4422	14,674,692	299,982,985
2025年12月4日	54.5126	14,675,491	800,000,000
2025年12月16日	18.6424	13,411,900	250,030,005
2025年12月24日	18.3803	13,601,500	249,999,651
2025年12月25日	109.3551	13,716,776	1,500,000,000
2026年1月21日	70.4485	14,194,772	1,000,000,405
計	1,417.0341	14,785,505	20,951,565,363

(注) ビットコイン購入枚数は、株式会社ANAPホールディングスがビットコイン現物出資により受領したビットコイン584.9135BTCから、ANAPライトニングキャピタルへのビットコイン送付手数料を控除した数量を表示しており、購入総額は、株式会社 ANAPホールディングスによるビットコイン現物出資調達額である7,999,939,200円を適用しております。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調達する資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した資金使途に充当する予定であり、これは当社の今後の財務基盤の強化と中長期的な成長戦略の実現につながり、当社の企業価値を高めるとともに、財務基盤の安定に資するものであって、本新株予約権の発行は大規模ではありますが、希薄化の影響を上回るメリットを既存株主の皆様にご享受いただけるものであり、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

<前回の資金調達における資金使途>

当社が、2025年10月29日付の当社取締役会で決議した第三者割当により発行された第8回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「前回増資」といいます。）による資金使途への充当状況は、以下のとおりです。

（第8回新株予約権発行により調達した資金の充当状況）

具体的な使途	充当予定額 (百万円)	実際の調達額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出時期
① 第8回無担保普通社債の償還（注1）	2,000	850	850	2025年12月～2026年1月
② 短期借入金返済（ネットプライス事業再生合同会社）	6,600	178	178	2026年2月
③ ビットコイン事業資金	9,448	0	0	
合計	18,048	1,028	1,028	

(注) 1. 20億円を上限として、第8回新株予約権が2025年12月12日までに行使された場合、当該行使に際して出資された金銭の合計額に相当する金額を20億円から控除（但し、50,000,000円毎での控除とし、50,000,000円に満たない額は控除の対象としない。）した金額を社債の額面総額とするものとされており、19.5億円が発行されております。

（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行により調達した資金の充当状況）

具体的な使途	充当予定額 (百万円)	実際の調達額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出時期
ビットコイン事業資金	800	800	800	2025年12月
合計	800	800	800	

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本 顕三、以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。

当社は、赤坂国際会計が第三者割当増資の引受案件において多数の評価実績があり、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する十分な専門知識・経験を有すると認められることから本新株予約権の第三者算定機関に選定いたしました。

なお、赤坂国際会計と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び割当予定先との間で締結する本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとし

て、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権が権利行使期間中途において権利行使が可能なアメリカンタイプのオプションであり、行使時点までの既行使株数等の事項に影響される経路依存オプションに分類されるものであることから、経路依存オプションの評価に適しているとされるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日（2026年3月12日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（230円）、ボラティリティ（86.8%、評価基準日時点から本新株予約権の権利行使期間満了日までの期間に対応する過去の期間の株価情報を参照して算定したヒストリカル・ボラティリティを採用）、無リスク利率（1.1%、評価基準日時点から本新株予約権の権利行使期間満了日までの期間に対応する日本国債の市場利回りを参考に算定した利率を採用）、予定配当額（0円/株）、発行会社による本新株予約権の取得が実施されないこと、割当予定先が過去の発行会社株式の出来高実績（評価基準日時点から本新株予約権の権利行使期間満了日までの期間に対応する過去の期間の出来高水準をもとに決定）に基づき想定される市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること、及び割当予定先による権利行使・株式売却に一定の株式処分コストが発生することを含みます。）を置き、本新株予約権の評価を実施しております。

当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権1個の払込金額を当該評価額と同額の18円としています。

本新株予約権の行使価額は当初、230円に設定されており、その後の行使価額は、2026年3月31日に2026年3月13日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額に修正され、2026年4月1日に2回目の修正がされ、以後2取引日が経過する毎に修正日に先立つ2連続取引日の各取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額に修正されます。

もっとも、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額となりますが、下限行使価額は、発行決議日の直前取引日終値の50%に相当する金額に設定されており、類似の新株予約権の発行例と比べても特に不合理な水準ではないと考えております。

上記の本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、権利行使期間中途において権利行使が可能なアメリカンタイプのオプションであり行使時点までの既行使株数等の事項に影響される経路依存オプションである新株予約権の評価額の算定手法として適していると考えられ、一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、赤坂国際会計の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると考えております。

当該判断にあたっては、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員より、赤坂国際会計は当社と継続的な顧問契約関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明を受け又は提出を受けた資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、本新株予約権の発行条件等が割当先に対して特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を受けております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は50,000,000株（議決権数500,000個）であり、これを分子として、2026年2月28日時点の当社発行済株式総数43,524,400株（議決権数431,713個）を分母とする希薄化率は114.88%（議決権ベースの希薄化率は115.82%）に相当します。

また、本日の発行決議に先立つ6ヶ月以内である2025年10月29日に発行を決議し、2025年12月1日付でEVO FUNDに対して割り当てられた第8回新株予約権34,000,000株（議決権340,000個）、並びに同日付でネットプライス事業再生合同会社割り当てられた第1回無担保転換社債型新株予約権付社債が全て当初の行使価額及び転換価額で転換された場合に交付される最大株式数1,500,938株（議決権数15,009個）を、上記本新株予約権の発行による交付株式数に合算した総株式数は85,500,938株（議決権数855,009個）であり、これを分子として、2026年2月28日時点の当社発行済株式総数である43,524,400株（議決権総数431,713個）から過去6ヶ月以内に発行された第8回新株予約権のうち、行使された35,700個に対応する株式総数である3,570,000株（議決権総数35,700個）を控除した株式総数である39,954,400株（議決権総数396,013個）を分母とする希薄化率は214.00%（議決権ベースの希薄化率は215.90%）となります。なお、第8回新株予約権については、2026年2月19日時点で

35,700 個が行使され 3,570,000 株が交付されましたが、残りの第 8 回新株予約権の合計 304,300 個 (30,430,000 株相当分) は当社が 2026 年 3 月 17 日付で取得し、その後速やかに消却することで、残存する第 8 回新株予約権はなくなる予定です。

したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の 25%以上となることから、本新株予約権の発行は大規模な第三者割当に該当いたします。

しかしながら、本新株予約権は、原則として 18 ヶ月間にわたって段階的に行使されることから、行使による新株の発行も段階的に行われる予定であり、よって、新株発行による希薄化も同様に段階的に生じることとなります。すなわち、本新株予約権の発行時に合計 500,000 個の新株予約権が行使されるものではないため、大規模な希薄化及びその影響が一度に生じるものではありません。

また、新株予約権を資金調達的手段とすることにより段階的に資金調達を行えるとともに、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (3) 本スキームの特徴[メリット]」に記載のとおり、行使価額の修正割合を 100%とすることにより、既存株主に配慮した設計がなされております。

加えて、当社のビットコインに対する基本認識は、「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおりであり、当社は前回、第 8 回新株予約権を発行した以降もビットコインの継続的な購入は中長期視点で引き続き妥当性があると判断し、当該基本認識を維持しているところ、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した資金使途に充当する予定であり、これは当社の今後の財務基盤の強化と中長期的な成長戦略の実現につながり、当社の企業価値を高めるとともに、財務基盤の安定に資するものであって、本新株予約権の発行は大規模ではありますが、希薄化の影響を上回るメリットを既存株主の皆様にご覧いただけるものであり、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様のご利益に貢献できるものと考えております。

さらに、本新株予約権の割当予定先は本新株予約権の行使により取得する株式を随時市場で売却することを予定しておりますので、本新株予約権の発行及び行使を通じて大規模な数量の新株が発行されることは想定されますが、それと同時に、当該売却により新株が市場への流入することも想定されます。これにより、より多くの投資家に対して当社株式に投資する機会をもたらすことが可能となり、市場での当社株式の流動性の更なる向上、ひいては当社株価への貢献も期待できます。

また、今回の資金調達については、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 50,000,000 株に対し、取引所における 2026 年 3 月 12 日までの当社普通株式の過去 6 ヶ月における 1 日当たり平均出来高は 299,708 株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの流動性を有しております。

したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

なお、本資金調達により、希薄化率が 25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない柚木庸輔氏 (当社独立社外取締役)、小峰孝史氏 (当社社外監査役) 及び横内篤氏 (当社社外監査役) の 3 名によって構成される第三者委員会 (以下「本第三者委員会」といいます。) を設置いたしました。同委員会は希薄化の規模の合理性、資金調達手法の妥当性、及び割当予定先の妥当性等について慎重に審議し、下記「10. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、本資金調達の必要性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(a) 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)
(b) 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY 1-9005, Cayman Islands
(c) 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社
(d) 組 成 目 的	投資目的
(e) 組 成 日	2006 年 12 月
(f) 出 資 の 総 額	払込資本金：1 米ドル 純資産：約 215.2 百万米ドル (2025 年 12 月 31 日現在)

(g) 出資者・出資比率 ・出資者の概要	議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc.の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有)	
(h) 代表者の 役職・氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
(i) 国内代理人の概要	名 称	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
	所 在 地	東京都千代田区紀尾井町4番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事業内容	金融商品取引業
	資本金	12億1,905万8,875円
(j) 上場会社と当該 ファンドとの関係	当社と当該ファンド との関係	当該ファンドは、第8回無担保社債1,100,000,000円並びに第8回新株予約権及び普通株式2,000株を保有しています。なお、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、第8回新株予約権は取得及び消却される予定です。
	当社と当該ファンド代表者 との関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人 との関係	該当事項はありません。

(注) 別途記載のある場合を除き、2026年3月12日現在におけるものです。

※当社は、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役社長：ショーン・ローソン）（以下「EJS」といいます。）により紹介された割当予定先並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、EVO FUNDが反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エスアールシー（代表者：中村 勝彦、住所：東京都目黒区上目黒4-26-4）に割当予定先並びに間接的にその持分の100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年2月20日、割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社はEVO FUND、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、2026年2月に入り当社株価が第8回新株予約権の下限行使価額である267円を継続的に下回り新株予約権行使がなされず資金調達が進まない状態に陥っており、当社事業運営に必要な資金調達手法について、検討してまいりました。

そのような中で、当社よりEJSに2026年2月に相談したところ、同社から第8回新株予約権の取得・消却及び本新株予約権による資金調達に関する提案を同月に受けました。同社より提案を受けた本スキームは、株式ではなく、新株予約権を発行することから株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができ、前述の第8回新株予約権の行使が進まない状況を解消でき、既存株主の利益に配慮しながら、全体として、当社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。

また、本スキームのメリット・デメリット及び他のスキームを勘案の上、資金使途に必要な資金を、既存株主の利益に配慮しつつ一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定し、EVO FUND を割当予定先として選定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を主たる目的として 2006 年 12 月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまで、本スキームと同様のスキームを用いて新株予約権の割当を受けた投資実績が多数あり、発行会社の資金調達に寄与してきました。

EJS が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EJS は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド（住所：Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands、代表取締役：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）の 100%子会社であります。

（注）本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員である EJS のあっせんを受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先である EVO FUND は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、基本的に市場内で売却しますが、売却時は常に市場への影響を勘案する方針であること、また、本新株予約権の行使期間内に全て行使する予定である旨を、口頭にて確認しております。

また、当社と EVO FUND は、本新株予約権につき下記の内容を含む本買取契約を締結します。

(a) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数（当該新株予約権を複数の者が保有している場合にあっては、当該行使が行われる日を含む暦月において当該複数の者による本新株予約権の行使により取得される当社普通株式の数を合算した株式数）が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%（算出にあたっては、同一暦月において本新株予約権とは別の行使価額修正条項付新株予約権付社債等で当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に係る新株予約権等の行使期間が本新株予約権と重複するもの（当該新株予約権を除く本新株予約権を含みます。）を発行している場合には、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる株式数を合算するものとします。なお、本新株予約権の払込日時点において当社が発行する別回号行使価額修正条項付新株予約権付社債等がある場合には、上記「本新株予約権の払込日時点における上場株式数」は、当該別回号行使価額修正条項付新株予約権付社債等の払込期日時点における当社の上場株式数と読み替えます。）を超える場合には、当社は制限超過行使を行わせないこと。

(b) 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

(c) 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

さらに、譲渡が行われることとなった場合には、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカー及び金融機関の 2026 年 1 月 31 日時点における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産等の残高報告書を確認しており、本新株予約権の払込日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

また、割当予定先は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上記のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を割当予定先の純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては十分であると判断しております。

（５）株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、ネットプライス事業再生合同会社及びEVO FUNDは、第8回新株予約権発行に伴い締結した貸株契約の内容を変更し、本新株予約権の円滑な行使のため、ネットプライス事業再生合同会社のEVO FUNDへの貸株を継続する予定です（契約期間：2026年3月13日～2027年10月7日、貸借株数（上限）：3,700,000株、貸借料：年率0%、担保：無し。）。EVO FUNDへ株券貸借を行うことにより、株券貸借がない場合と比べて本新株予約権の行使に伴う決済リスクを軽減できるため、結果としてより多くの新株予約権の行使が期待できます。

8. 大株主及び持株比率

募集前（2026年2月28日）	
ネットプライス事業再生合同会社	36.30%
合同会社四谷デジタルイノベーターズ	23.71%
GAD有限責任事業組合	11.95%
EUROCLEAR BANK S. A. /N. V. (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	11.39%
家高 利康	1.07%
中島 篤三	0.70%
楽天証券株式会社共有口	0.66%
江川 源	0.51%
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	0.36%
日野 嘉久	0.30%

- (注) 1. 大株主及び持株比率は、2026年2月28日時点の株主名簿上の株式数（自己株式を除きます。）に基づき記載しております。
2. 割当予定先のうち、割当予定先の本新株予約権の保有目的は投資目的のことであり、EVO FUNDは、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する方針であるとのことです。したがって、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、募集後の「大株主及び持株比率」の記載はしていません。
3. 大株主及び持株比率は、発行済株式（自己株式を除きます。）の総数に対する割合を、小数点第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

当社は本資金調達が当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えておりますが、現時点における本第三者割当が当社の2026年8月期の業績に与える影響につきましては、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（1）調達する資金の額（差引手取概算額）発行諸費用の概算額」に記載の金額のとおり、軽微であります。今後開示すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

当社は、本資金調達について、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、最大発行株式数が固定されており、迅速に純資産を充実させ安定した財務基盤を確保しつつ、今後の事業成長のために必要な投資機会に対応できる機動的な本資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本資金調達に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本資金調達の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。このため、上記「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載する本第三者委員会を設置し、本資金調達の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年3月13日に入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

(本第三者委員会の意見の概要)

第1 本委員会の意見

- ① 本第三者割当には必要性が認められる。
- ② 本第三者割当には相当性が認められる。

第2 意見の理由及び検討内容について

1. 本第三者割当の必要性について

(1) 発行会社による説明

発行会社によれば、本第三者割当の必要性を基礎づける事情は概要以下のとおりである。

ア 発行会社の経営環境及び資金使途の概要

発行会社は、1992年の創業から30年以上に亘り、主にレディースカジュアルファッション衣料の販売を主要な事業としてきた。発行会社グループは、経営体制を刷新し、ブランド顧客の年齢層や嗜好性に合わせたリブランディングを推進している。時代の変化に即応した新たなコンセプトのもと、ターゲット層を明確化した商品展開の試みを開始し、消費者ニーズに寄り添った価値の提供に注力している。また、商品原価率の見直しを進め、売上総利益の改善を図るとともに、発行会社オリジナルの商品力を高めることで、競合他社との差別化を目指している。さらに、SNSを活用した広告手法を強化することで、デジタルマーケティング戦略を積極的に展開し、ECシステムの全面的な見直しを行い、顧客体験を向上させる取組を進め、オンライン販売の強化を図っている。これらの施策により、安定的かつ長期的な収益基盤の確立を目指しているが、現時点においては売上・利益ともに2025年8月期において売上高1,774百万円、営業損失1,456百万円、親会社株主に帰属する当期純損失2,660百万円、2026年8月期第1四半期においても売上高531百万円、営業損失592百万円、暗号資産評価損1,965百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失2,777百万円と厳しい状況が続いている。主な理由としては、2025年8月期においては、新規の仕入れ並びに事業再生計画に基づく出退店を抑制したこと等で、既存の店舗・卸売販売、ライセンス事業及びインターネット販売事業における各指標が振るわなかったことに加え、新規事業であるエステティック・リラックスサロン事業において多額の減損損失を計上したことが挙げられ、2026年8月期第1四半期においては、商品原価率見直し、オリジナル商品力向上、デジタルマーケティング戦略積極展開等の施策に取り組んだものの業績改善には未だつながっておらず、加えてビットコイン市場が前期末比較軟調に推移したことにより暗号資産評価損を計上したことが挙げられる。発行会社としては、今後も更なる改善策を講じ、事業規模の再拡大に向けた企業努力を継続していく。

強固な財務体質への変革に向けては、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続において、発行会社より提出した事業再生計画案について全ての取引金融機関に同意をいただき、2024年7月31日付で事業再生ADR手続が成立した。また、2024年10月31日付で全ての取引金融機関に対する残債務の弁済を完了し、これに伴い債務免除の効力が発生した。さらに、2024年11月26日開催の発行会社第33回定時株主総会において、新株式及び新株予約権の発行を行うことを決議し、同年11月27日新株式及び新株予約権の払込み完了により債務超過を解消し、また、2025年7月22日付第三者割当増資の実施により、2025年8月期末時点における純資産の額は12,645百万円となった。

このような状況において、発行会社は、ファッション事業単独ではなく、収益性の高い新規事業への参入、事業再編等を図り、発行会社グループの事業基盤の確保、収益基盤の獲得を進める必要を最重要課題と認識していた。このような課題認識を背景として、発行会社は、2025年1月20日付適時開示「子会社設立および新たな事業の開始に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、2025年2月3日に連結子会社として株式会社ANAPライトニングキャピタル（以下「ANAPライトニングキャピタル」という。）を設立し、新たな事業として投資事業等を開始しており、その一環としてビットコインへの投資に取り組むことを決定し、また、2025年4月16日付適時開示「ビットコイン購入に関するお知らせ」及び同月28日付適時開示「発行会社グループによるビットコイン購入に関するお知らせ」のとおり、ビットコインの購入によるビットコイン財務戦略の強化を進めていた。こうした取組を通じて得られた各種知見をもとに、2025年6月9日付適時開示「発行会社グループによる「ビットコイン事業」の開始に関するお知らせ」のとおり、発行会社はビットコイン購入を含む関連ビジネスを「ビットコイン事業」として本格的に推進している。発行会社のビットコイン事業は、①ビットコイントレジャー戦略、②ビットコイントレーディング戦略、③ビットコイン関連ライフスタイル事業、④ビットコイン関連テクノロジー事業を柱として構成しており、グループの新たな収益基盤の確立と企業価値の向上を目指している。発行会社は、このような事業方針に基づき、2025年4月16日から2026年1月21日までの間に、適時開示にて公表のとおり、複数回にわたりビットコインの購入を実施しており、2026年3月12日時点で1,417.0341BTCを保有するなど、順調に規模拡大を進めている。

発行会社はさらにビットコイン取得を含むビットコイン事業を推進する方針を有しており、2025年12月1日には、このタイミングで可能な限り大きな資金調達枠を新株予約権等により確保することが最善の経営判断であるとの考えのもと、第三者割当により第8回新株予約権及び第1回無担保転換社

債型新株予約権付社債を発行した（以下「前回資金調達」という。）。

こうした状況を踏まえ、前回資金調達は主としてビットコイン追加購入に充当することを目的とし、これにより、新規事業の拡大と成長基盤の強化を図り、中長期的な企業価値の向上につなげ、あわせて、一部の資金を短期借入金の返済に充当することで、財務体質の改善も並行して進める予定であった。しかしながら、2026年2月以降、発行会社株価が第8回新株予約権の下限行使価格を下回って推移しているために新株予約権の行使が進まない状態に陥っている。これを是正すべく、発行会社は、残存する第8回新株予約権の全てを発行価額で取得した上で消却するとともに、第9回新株予約権を発行することで、円滑に資金調達がなされる状態を構築したいと考えている。

本資金調達は、発行会社の財務基盤を安定化させ、将来的な成長の柱であるビットコイン事業をさらに拡大するために不可欠な取組である。特に、直近において下落傾向にはあるもののビットコインが中長期で世界的かつ構造的に日本円及び国際基軸通貨である米ドルに対して強含むトレンドにあるとの発行会社の見方に変わりはない。現時点では市場価格の下落により、保有ビットコインに多額の含み損が発生しているが、過去の歴史的価格推移のサイクルを鑑みれば、数年単位の視点でビットコインの価値は上昇していくものと判断している。かかる発行会社の基本認識のもとで、発行会社は2027年9月末までに約54億円の段階的なビットコイン購入を計画している（市場環境、資金調達状況等により変動する。）。その具体的な取得方法として、ビットコインに特徴的な「半減期サイクル」に基づく約4年周期の価格推移傾向を踏まえ、現在の価格下落局面においても段階的な購入を停止せずに継続して時間分散的に取得していくことが、中長期的に発行会社にとって経済的利益をもたらすと確信している。また、ビットコイン関連事業は今後の経済構造において重要な位置を占めると考えている。発行会社は、継続的なビットコイン取得によるプレゼンス向上や国際的イベント主催・参加による世界の主要業界関係者とのネットワーク構築がこの分野における競争力強化につながると認識しており、これが発行会社の中長期的な成長に直結すると考えている。こうした取り組みを通じて成長機会を確実に捉えるためには、十分かつ安定的な資金基盤の確保が急務であり、本資金調達は戦略上、回避できない選択であると認識している。

もっとも、本新株予約権の発行に伴い、将来的に転換・行使が進むことで、6ヶ月通算で約114.88%（議決権ベースの希薄化率は115.82%）という極めて大きな希薄化が生じる可能性がある。これは既存株主に多大なご負担をおかけするものであり、発行会社としても重く受け止めている。しかしながら、この負担を上回る中長期的な価値向上が見込まれるため、あえてこの調達を実行する決断に至った。

本新株予約権については、割当予定先と締結する本第三者割当及び金融商品取引法による届出の効力発生を停止条件として本新株予約権の発行及び引受けの義務が発生する内容を含む、本新株予約権に関する本日付けの買取契約（以下「本買取契約」という。）において行使数量制限が定められており、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、段階的な行使を前提とし株価への影響を考慮した設計となっており、一度に大量の株式を発行する場合と比べ、既存株主に与える影響を一定程度緩和できると考えている。また、調達資金の用途については厳格に定めており、財務体質の改善による安定性の確保と、ビットコイン事業を中心とした成長投資への配分を徹底する方針である。これにより、単なる資金繰り対策にとどまらず、持続的に収益基盤を拡充し、企業価値の最大化に資することを目指している。

特にビットコイン事業に関しては、市場環境の変化を先取りして投資を行うことにより、長期的な成長余地が極めて大きいと認識している。このタイミングでの積極的な資金投入こそが、競合他社との差別化を図り、将来の収益源を確立するために不可欠であると判断している。こうした成長投資を可能にするために本資金調達を行うことは、短期的には大きな希薄化を伴うものの、長期的には株主にとって最大の利益還元につながるものと考えている。

発行会社は、株主のご負担を軽減すべく、調達資金の効率的かつ透明性の高い運用に全力で取り組む所存である。そのうえで、短期的な希薄化という犠牲を上回るリターンを実現し、企業価値を持続的に高めることで、結果として既存株主の利益に貢献するものであると判断している。

発行会社としては、既存株主の株式価値を可能な限り毀損することなく、本資金調達により財務体質の改善とビットコイン事業の成長投資を同時に進め、持続的な企業価値向上を実現していく。

イ 調達する資金の具体的な用途

本第三者割当による調達資金の具体的な用途、金額、及び支出予定時期は、以下のとおりである。

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
④ 第8回無担保普通社債の償還	1,100	2026年3月～2027年6月
⑤ 長期借入金返済（ネットプライス事業再生合同会社）	4,988	2026年3月～2027年8月
⑥ ビットコイン事業資金	5,370	2026年3月～2027年9月
合計	11,458	-

- (注) 1. 調達した資金は、実際の支出まで当社が当社銀行口座又は暗号資産交換業者口座にて安定的な資金管理を図る。
2. 資金調達額や調達時期は、本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金用途及びその金額については、変更される可能性がある。
3. 段階的に調達した資金は、①、②、③の優先順位で充当する予定である。但し、②は期限前一部返済であるため貸付人との協議により返済を留保し③を優先させる可能性がある。

上記に記載のとおり資金を充当することを予定しているが、各資金用途についての詳細は以下のとおりである。

① 第8回無担保普通社債の償還

発行会社は2025年10月29日発行決議、同年12月15日発行の第8回無担保普通社債（発行価額：1,950百万円、償還期日：2027年6月2日、利率：年率0.0%、割当予定先：EVO FUND）を2026年3月から2027年6月の間に、本新株予約権が行使された都度、繰上償還する予定である。

② 長期借入金の返済（ネットプライス事業再生合同会社）

発行会社は、2025年6月20日付けの「資金調達に関するお知らせ」において、ネットプライス事業再生合同会社を貸付人とした極度貸付契約書の締結（以下「シリーズ1極度貸付」という。）により借入限度額50億円の資金調達を実施し、2025年8月21日付けの「資金調達に関するお知らせ」において前述の借入限度額を110億円に拡大し、2025年11月末日時点での借入金残高は71億円であった。加えて発行会社は、2025年12月23日付けの「資金調達に関するお知らせ」において、ネットプライス事業再生合同会社を貸付人とした極度貸付契約書の締結（以下「シリーズ2極度貸付」という。）により借入限度額70億円の資金調達を実施した。2026年1月31日時点で「シリーズ1極度貸付」の残高は56億円、「シリーズ2極度貸付」の残高は25億円であった。2026年2月18日付けの「資金調達及び借入金の期限前返済に関するお知らせ」において、「シリーズ2極度貸付」の借入限度額を90億円に拡大するとともに、「シリーズ2極度貸付」の追加借入56.65億円をもって「シリーズ1極度貸付」に基づく借入金を全額返済している。さらに、2026年2月20日に当社は「シリーズ2極度貸付」を1.78億円、一部返済した。その結果、同社からの借入金残高は2026年2月28日時点で79.87億円である。

「シリーズ2極度貸付」に基づく長期借入の概要は、次のとおりである。

	変更前	変更後
借入人	株式会社 ANAP ホールディングス	
貸付人	ネットプライス事業再生合同会社	
借入限度額	金70億円	金90億円
用途	投資事業資金（株式会社 ANAP ライトニングキャピタルへの転貸資金）及び借入金の返済資金	
金利	2%固定	
契約日	2025年12月22日（2026年2月18日変更）	
借入開始日	2025年12月23日	
最終返済期限	2027年8月31日	

本資金調達で調達する資金については、発行会社が現在ネットプライス事業再生合同会社から借り

入れている長期借入金である 79.87 億円（2026 年 2 月 28 日時点）のうち、最終返済期限において貸付人による再貸付（ロールオーバー）に応じて頂ける意向を確認済みの金額（30 億円）を控除した金額を若干上回る金額として設定しており、同金額分の返済に充当する予定である。これにより、短期資金への依存度を軽減し、中長期的により安定した財務運営を可能とすることを目指している。

長期借入金の返済は、新株予約権の行使状況に応じて段階的に実施する予定であり、資金調達の進捗に合わせて柔軟に対応する。万が一、返済計画に変更が生じた場合には、速やかに開示等を通じて周知する。

③ 子会社への貸付を通じてのビットコイン事業資金

発行会社は、2025 年 1 月 20 日付の適時開示「子会社設立および新たな事業の開始に関するお知らせ」にて公表したとおり、同年 2 月 3 日に連結子会社である ANAP ライトニングキャピタルを設立し、投資事業を開始した。これに続き、同年 4 月 16 日付「ビットコイン購入に関するお知らせ」及び同月 28 日付「発行会社グループによるビットコイン購入に関するお知らせ」等に記載のとおり、ANAP ライトニングキャピタルを通じて複数回にわたりビットコインを取得し、財務戦略の一環としてのビットコイン保有を強化してきた。これらの ANAP ライトニングキャピタルにおける先行的取組を通じて、ビットコイン市場の動向分析、業界との連携つながり強化、取引等の実務、国内の規制状況、関連インフラ等に関する実践的な知見を蓄積してきた。この度、これらの知見を礎とし、ビットコイン及びその関連ビジネスを発行会社グループの新たな成長ドライバーとすべく ANAP ライトニングキャピタルを中心に「ビットコイン事業」として本格的に展開することとした。本事業を通じて、発行会社グループの企業価値の持続的な向上を目指している。発行会社の投資戦略の一環としてビットコインの取得を重点戦略として位置づけており、本資金調達で調達する資金のうち借入金返済に充当しない残額については、発行会社から ANAP ライトニングキャピタルへ資金を貸し付け、当該貸付資金は全額ビットコイン購入に充当する。これにより、発行会社グループのビットコイン事業の規模拡大を図るとともに、将来的な収益機会の拡大を目指していく。

なお、発行会社は、ビットコインを米ドルやゴールドと並ぶ世界の基軸資産と捉える世界の潮流は不可逆的であり、短期的には比較的大きいといわれる価格変動のために損失を被る可能性もあるものの、中長期的にその存在感はさらに高まり、対日本円での価値上昇余地が十分にあるものと考えている。ビットコイン保有に伴うリスク管理体制について、発行会社グループでは、投資担当部署と管理担当部署を異なる管掌取締役の指揮下に置き、職務を明確に分離している。これにより、投資実行とリスク管理の牽制体制を確保している。発行会社は、ビットコイン保有に際して「価格変動リスク」「規制リスク」「セキュリティリスク」が主要なリスクであると認識しており、特に「価格変動リスク」については、投資担当部署から独立した管理担当部署が、保有ポジションと評価損益に関するモニタリング報告を週次以上の頻度で作成し、経営陣に提出する体制を構築している。

なお、発行会社が認識している主要なリスクは、以下のとおりである。

① 価格変動リスク

市場価格が高い変動性を有しており、価格急落により発行会社の資産評価額に影響を及ぼす可能性があること。

② 規制リスク

暗号資産自体がまだ発展途上の市場であるため、流動性や規制に関する不確実性が残ること、及び、関連法制度や税制が変更されることで、運用方針に影響が生じる可能性があること。

③ セキュリティリスク

技術的障害や取引所リスク（システム障害、ハッキング等）が存在すること。

これらのリスクを踏まえたうえで、発行会社は ANAP ライトニングキャピタルにおいてビットコイン取得に継続的に取り組んでおり、発行会社は引き続き、本資金調達による調達額のうち長期借入金返済に充当しない額についてビットコイン事業資金として ANAP ライトニングキャピタルへの転貸資金とし、その全額をもって、市況動向を踏まえ、ビットコインの取得を行う予定であり、かかる方針に賛同頂きました割当予定先からの本新株予約権の行使等による調達額を当該資金使途へ充当することを見込んでいる。

なお、資金充当の時期や規模については、市況環境や新株予約権の行使状況等により変動する可能性がある。

また、2026 年 3 月 12 日時点での ANAP ライトニングキャピタルのビットコインの保有残高、及びこれまでの購入履歴は、以下のとおりである。

ビットコイン保有枚数： 1,417.0341 ビットコイン

ビットコイン購入総額： 20,951,565,363 円

評価損益： Δ 5,072,203,302 円 (株式会社 bitFlyer が公開している 2026 年 3 月 11 日の「取引所の終値」を基に時価評価額を算出し、ビットコイン購入総額を減じて計算している。)

購入日付	ビットコイン購入枚数 (ビットコイン)	平均購入価格 (円/1 ビットコイン)	購入総額 (円)
2025 年 4 月 16 日	16.6579	12,003,976	199,961,032
2025 年 4 月 28 日	35.0000	13,655,656	477,947,960
2025 年 5 月 9 日	18.5044	14,900,765	275,730,440
2025 年 5 月 22 日	17.5297	15,856,926	277,967,152
2025 年 5 月 28 日	15.2081	15,783,194	240,032,388
2025 年 6 月 11 日	23.0595	15,926,822	367,264,565
2025 年 6 月 12 日	27.5031	15,733,362	432,716,235
2025 年 6 月 18 日	31.2108	15,377,837	479,954,613
2025 年 7 月 8 日	15.8222	15,801,818	250,019,525
2025 年 7 月 11 日	28.7391	17,339,467	500,045,025
2025 年 7 月 22 日 (注)	584.9057	13,677,314	7,999,939,200
2025 年 7 月 31 日	16.9786	17,669,248	299,999,107
2025 年 8 月 7 日	82.3264	17,005,480	1,400,000,000
2025 年 8 月 14 日	86.6000	17,667,502	1,530,005,747
2025 年 8 月 21 日	6.2610	16,822,101	105,323,177
2025 年 8 月 22 日	11.6773	16,859,940	196,878,583
2025 年 9 月 11 日	29.5808	16,901,828	499,969,604
2025 年 9 月 16 日	6.4074	17,060,228	109,311,706
2025 年 9 月 17 日	40.6474	17,221,272	699,999,945
2025 年 9 月 18 日	7.0036	17,302,152	121,177,353
2025 年 9 月 30 日	9.3999	17,064,243	160,402,179
2025 年 11 月 12 日	3.3996	16,011,792	54,433,688
2025 年 11 月 13 日	10.8304	15,924,905	172,473,093
2025 年 11 月 20 日	20.4422	14,674,692	299,982,985
2025 年 12 月 4 日	54.5126	14,675,491	800,000,000
2025 年 12 月 16 日	18.6424	13,411,900	250,030,005
2025 年 12 月 24 日	18.3803	13,601,500	249,999,651

2025年12月25日	109.3551	13,716,776	1,500,000,000
2026年1月21日	70.4485	14,194,772	1,000,000,405
計	1,417.0341	14,785,505	20,951,565,363

(注) ビットコイン購入枚数は、株式会社 ANAP ホールディングスがビットコイン現物出資により受領したビットコイン 584.9135BTC から、ANAP ライトニングキャピタルへのビットコイン送付手数料を控除した数量を表示しており、購入総額は、株式会社 ANAP ホールディングスによるビットコイン現物出資調達額である 7,999,939,200 円を適用している。

(2) 検討及び小括

以上の説明を踏まえると、発行会社においては、発行会社グループの事業基盤の確保、収益基盤の獲得に向けて、将来的な成長の柱であるビットコイン事業の更なる拡大を図る必要がある一方、第8回新株予約権の行使が進まない状況を打破し、円滑な資金調達がなされる状態を構築することで、十分かつ安定的な資金基盤を確保し、かつ、第8回無担保普通社債の償還及び長期借入金返済により財務体質を改善するべく、本第三者割当を行うことが必要不可欠であると考えられ、必要性に関する発行会社の説明に不合理な点は認められない。

よって、以上のとおり、本第三者割当には必要性が認められる。

2 本第三者割当の相当性について

(1) 他の資金調達手段との比較及びスキームの合理性について

本第三者割当以外の資金調達の手法及び本第三者割当のスキームの検討についての発行会社による説明は、概要以下のとおりである。

ア 本第三者割当のメリット

- ① 行使価額修正条項付新株予約権に係る行使価額の修正は、発行会社の普通株式の普通取引の終値からディスカウントされることが一般的であるが、本新株予約権の行使価額は、初回の修正においては2026年3月13日の終値の100%、2回目以降の修正においては行使の直前の修正日に先立つ2取引日の終値の単純平均値の100%（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）と設定されているため、基準となる株価からディスカウントがなされない。なお、第8回新株予約権では行使価額の修正が3取引日の終値の単純平均値の100%のところ、本スキームでは2取引日の終値の単純平均値の100%を採用し、行使価額の修正頻度を多くすることで行使の機会を増やすことが期待される。株価上昇時においては当該行使価額が修正日前日終値の株価の90%を下回る可能性はあるが、株価下降時においては当該単純平均値の100%が修正日の直前取引日終値の100%を上回る可能性があり、修正頻度によって発行会社にとって有利な条件があるか否かが決定されるものではないと考えられる。また、期間の平均値を採用することで、直前取引日の終値を採用した場合と比較して株価下落時において行使価額が高くなるため、株価下落時にさらなる株価下落を招き得る発行会社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されることが期待される設計であると考えている。したがって、株価動向次第では直前取引日の終値からディスカウントされることはあるものの、参照株価からディスカウントがなされない設計により、一般的な行使価額修正条項付新株予約権と比較して市場株価から乖離が少ない価額での行使が期待されるため、本新株予約権は、市場株価への影響をできる限り少なくし、既存株主の利益にできる限り配慮された設計となっている。また、本新株予約権においては、上記のとおり参照株価からのディスカウントがなされないことから、参照株価からのディスカウントがある場合よりも行使により調達できる額が大きくなることが期待される。なお、発行決議後に株価が上昇した場合に行使の蓋然性を高めるべく、本新株予約権の行使価額は、割当日の1取引日後は発行決議日において取引所が発表する発行会社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額とし、発行決議後に株価が下落した場合にも行使がなされるよう、割当日の2取引日後は行使価額の修正条件に従って行使価額を修正するスキームとしている。取引所の定める有価証券上場規程施行規則第436条第5項第4号において、行使価額が発行決議日の終値以上の場合は、制限超過行使の禁止の適用除外とする旨を買取契約に定めることができることになっており、本買取契約においてもその旨定めている。
- ② 本新株予約権の目的である発行会社普通株式数は合計 50,000,000 株で固定されているため、原則として、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されている。そのため、原則として、

希薄化率が当初予定より増加することはない。

- ③ 行使価額の修正が行われる場合においても、本新株予約権には下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、更なる株価低迷を招き得る発行会社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっている。
- ④ 将来的に本新株予約権による資金調達の実現性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、本新株予約権の払込期日の翌日以降であれば、発行会社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めて割当予定先に対し通知することにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することが可能である。取得額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は発生しない。
- ⑤ 本買取契約において、本新株予約権の譲渡に関し発行会社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定である。そのため、発行会社の事前承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されない。
- ⑥ 本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額される。

イ 本第三者割当のデメリット

- ① 新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされる。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではない。
- ② 株価が長期的に行使価額を下回る状況等では、本新株予約権の行使に伴う資金調達が当初の想定どおりにはできない可能性がある。また、本新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価水準によっては本新株予約権の行使がなされない可能性がある。なお、行使価額は下限行使価額を下回ることはない。
- ③ 第三者割当方式という発行会社と割当予定先のみでの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できない。
- ④ 本スキームにおいては、円滑な行使の促進を重視する観点から、新株予約権を行使できない期間を発行会社が任意に設定できるといった設計とはしていない。したがって、株価の下落局面において権利行使を停止する等、権利行使を発行会社がコントロールすることは困難である。
- ⑤ 本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は50,000,000株（議決権数500,000個）であり、これを分子として、2026年2月28日時点の発行会社発行済株式総数43,524,400株（議決権数431,713個）を分母とする希薄化率は114.88%（議決権ベースの希薄化率は115.82%）に相当する。

また、本日の発行決議に先立つ6ヶ月以内である2025年10月29日に発行決議し2025年12月15日付でEVO FUND及びネットプライス事業再生合同会社に対して割り当てられた第8回新株予約権34,000,000株（議決権340,000個）、並びに同日付でネットプライス事業再生合同会社割り当てられた第1回無担保転換社債型新株予約権付社債が全て当初の行使価額及び転換価額で転換された場合に交付される最大株式数1,500,938株（議決権数15,009個）を、上記本新株予約権の発行による交付株式数に合算した総株式数は85,500,938株（議決権数855,009個）であり、これを分子として、2026年2月28日時点の発行会社発行済株式総数である43,524,400株（議決権総数431,713個）から過去6ヶ月以内に発行された株式総数である3,570,000株（議決権総数35,700個）を控除した株式総数である39,954,400株（議決権総数396,013個）を分母とする希薄化率は214.00%（議決権ベースの希薄化率は215.90%）となる。なお、第8回新株予約権については、2026年2月28日時点で35,700個が行使され3,570,000株が交付されたが、残りの第8回新株予約権の合計304,300個（30,430,000株相当分）は発行会社が2026年3月17日付で取得し、その後速やかに消却することで、残存する第8回新株予約権はなくなる予定である。そのため、本新株予約権の発行により、発行会社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになる。但し、後述(3)記載のとおり、本スキームの希薄化は、株価等の発行会社株式の市場取引へ過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の影響は限定的であると判断している。

- ⑥ 本割当予定先の発行会社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、本割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性がある。そのため、本割当予定先による発行会社普通株式の売却により発行会社株価が下落する可能性がある。

ウ 他の資金調達方法との比較

(ア) 公募増資による新株式の発行

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、必要額の調達が不透明であると考えられる。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかはその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数か月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本スキームの方がメリットは大きいと考えられる。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断した。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当先である既存株主の参加率が非常に不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、発行会社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難である。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断した。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられる。また、現時点では適当な割当先が存在しない。

(d) 包括的新株発行プログラム ("STEP")

新株の発行を段階的に行うことにより資金を調達できるという意味では、本資金調達と類似しているが、STEP においては、価額決定日において発行会社に未公表の重要事実がある場合には決議ができないこと等の柔軟性に欠ける点がある。一方で、本資金調達は、基本的に割当予定先の裁量により新株予約権が行使されるため、発行会社に生じた重要事実が割当予定先に共有されない限り、資金調達に支障を生じることがない。

(イ) CB

CB は発行時点で必要額を確実に調達できるというメリットがあるが、発行後に転換が進まない場合には、発行会社の負債額を全体として増加させることとなり発行会社の借入余力に悪影響を及ぼす可能性があることから、CB の発行による資金調達は、今回の資金調達方法として適当でないと判断した。また、株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる MSCB）の発行条件及び行使条件は多様化しているが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、本スキームの方が株主への影響が少ないと考えている。

(ウ) 行使価額が固定された新株予約権

行使価額の修正が一切なされない設計の新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを発行会社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性・柔軟性は本スキームと比較して低いと考えられる。そのため、今回の資金調達方法として適当でないと判断した。

(エ) 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがあるが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が少なく、発行会社においても現時点では実施の目処は立っていない。また、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オフリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると、発行会社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達手法としては適切でないと判断した。

(オ) 借入・社債・劣後債による資金調達

借入、社債又は劣後債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があり、財務健全性や今後の借入余地と今回の資金使途との balan

スを勘案し、これらの方法のみによる資金調達はこの資金調達方法として適当ではないと判断した。

エ 検討及び小括

本第三者割当以外の資金調達の手法の検討についての発行会社の検討内容には、いずれも不合理な点は認められない。発行会社グループの事業基盤の確保、収益基盤の獲得に向けて、将来的な成長の柱であるビットコイン事業の更なる拡大を図るための上記「1. 本第三者割当の必要性について (1) 発行会社による説明 ア 発行会社の経営環境及び資金使途の概要」に記載の各種施策・計画を着実に遂行するという資金調達目的との関係では、資金調達方法として、確実性及び機動性を有していることが必要であり、発行会社はこのような観点から複数の資金調達方法と本第三者割当を比較し、多角的かつ合理的に検討した上で、最適な方法として本第三者割当を選択している。

よって、本資金調達について、本第三者割当の方法によることには相当性が認められる。

(2) 発行条件の相当性について

ア 概要

第三者割当により発行される本新株予約権の発行価額は、発行会社及び EVO FUND との間に重要な利害関係がない第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」という。）が本新株予約権の発行要項及び EVO FUND との間で締結する本買取契約に定められた諸条件を基に算定した評価額を参考に、EVO FUND との協議の結果、新株予約権 1 個につき 18 円とした。

イ 検討及び小括

赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラックショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で本新株予約権が権利行使期間中途において権利行使が可能なアメリカンタイプのオプションであり、行使時点までの既行使株数等の事項に影響される経路依存オプションに分類されるものであることから、経路依存オプションの評価に適しているとされるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施している。また、赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日（2026 年 3 月 12 日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（発行会社の株価（230 円）、ボラティリティ（86.8%、評価基準日時点から本新株予約権の権利行使期間満了日までの期間に対応する過去の期間の株価情報を参照して算定したヒストリカル・ボラティリティを採用）、無リスク利率（1.1%、評価基準日時点から本新株予約権の権利行使期間満了日までの期間に対応する日本国債の市場利回りを参考に算定した利率を採用） 予定配当額（0 円/株）、発行会社による本新株予約権の取得が実施されないこと、割当予定先が過去の発行会社株式の出来高実績（評価基準日時点から本新株予約権の権利行使期間満了日までの期間に対応する過去の期間の出来高水準をもとに決定）に基づき想定される市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること、及び割当予定先による権利行使・株式売却に一定の株式処分コストが発生することを含む。）を置き、本新株予約権の評価を実施している。

発行会社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、EVO FUND との間での協議を経て、本新株予約権 1 個の払込金額を当該評価額と同額の 18 円としている。

本新株予約権の行使価額は当初、230 円に設定されており、その後の行使価額は、2026 年 4 月 1 日に 2026 年 3 月 13 日において取引所が発表する発行会社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する金額に修正され、2026 年 4 月 2 日に 2 回目の修正がされ、以後 2 取引日が経過する毎に修正日に先立つ 2 連続取引日の各取引日の取引所における発行会社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の 100%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた額に修正される。

もっとも、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額となるが、下限行使価額は、発行決議日の直前取引日終値の 50%に相当する金額に設定されており、類似の新株予約権の発行例と比べても特に不合理な水準ではないと考えている。

上記の本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、権利行使期間中途において権利行使が可能なアメリカンタイプのオプションであり行使時点までの既行使株数等の事項に影響される経路依存オプションである新株予約権の評価額の算定手法として適していると考えられ、一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、赤坂国際会計の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当

予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると考えている。

当該判断にあたっては、発行会社監査役3名（うち社外監査役2名）全員より、赤坂国際会計は発行会社と継続的な顧問契約関係がなく、発行会社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明を受け又は提出を受けた資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、本新株予約権の発行条件等が割当先に対して特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を受けることとなっている。

以上の赤坂国際会計による本新株予約権の発行価額の算定手法の選択に不合理な点は見当たらず、算定手法の選択において特に不合理な点はないと見受けられる。また、算定に使用した情報や算定における前提条件についても、特に不合理な点は見当たらない。

以上より、本新株予約権の発行価額は、発行条件として相当であると認められる。

(3) 発行数量及び処分数量並びに株式の希薄化の規模について

ア 概要

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は50,000,000株（議決権数500,000個）であり、これを分子として、2026年2月28日時点の発行会社発行済株式総数43,524,400株（議決権数431,713個）を分母とする希薄化率は114.88%（議決権ベースの希薄化率は115.82%）に相当する。

また、本日の発行決議に先立つ6ヶ月以内である2025年10月29日に発行決議し、2025年12月15日付でEVO FUND及びネットプライス事業再生合同会社に対して割り当てられた第8回新株予約権34,000,000株（議決権340,000個）、並びに同日付でネットプライス事業再生合同会社に割り当てられた第1回無担保転換社債型新株予約権付社債が全て当初の行使価額及び転換価額で転換された場合に交付される最大株式数1,500,938株（議決権数15,009個）を、上記本新株予約権の発行による交付株式数に合算した総株式数は85,500,938株（議決権数855,009個）であり、これを分子として、2026年2月28日時点の発行会社発行済株式総数である43,524,400株（議決権総数431,713個）から過去6ヶ月以内に発行された第8回新株予約権のうち、行使された35,700個に対応する株式総数である3,570,000株（議決権総数35,700個）を控除した株式総数である39,954,400株（議決権総数396,013個）を分母とする希薄化率は214.00%（議決権ベースの希薄化率は215.90%）となる。なお、第8回新株予約権については、2026年2月28日時点で35,700個が行使され3,570,000株が交付されたが、残りの第8回新株予約権の合計304,300個（30,430,000株相当分）は発行会社が2026年3月17日付で取得し、その後速やかに償却することで、残存する第8回新株予約権はなくなる予定である。

したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、本新株予約権の発行は大規模な第三者割当に該当する。

しかしながら、本新株予約権は、原則として18ヶ月間にわたって段階的に行使されることから、行使による新株の発行も段階的に行われる予定であり、よって、新株発行による希薄化も同様に段階的に生じることとなる。すなわち、本新株予約権の発行時に合計500,000個の新株予約権が行使されるものではないため、大規模な希薄化及びその影響が一度に生じるものではない。

また、新株予約権を資金調達的手段とすることにより段階的に資金調達を行えるとともに、行使価額の修正割合を100%とすることにより、既存株主に配慮した設計がなされている。

加えて、発行会社のビットコインに対する基本認識は、上記「1. 本第三者割当の必要性について（1）発行会社による説明 ア 発行会社の経営環境及び資金使途の概要」に記載のとおりであり、当社は前回、第8回新株予約権を発行した以降もビットコインの継続的な購入は中長期視点で引き続き妥当性があると判断し、当該基本認識を維持しているところ、発行会社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「1. 本第三者割当の必要性について（1）発行会社による説明」に記載した資金使途に充当する予定であり、これは発行会社の今後の財務基盤の強化と中長期的な成長戦略の実現につながり、発行会社の企業価値を高めるとともに、財務基盤の安定に資するものであって、本新株予約権の発行は大規模ではあるが、希薄化の影響を上回るメリットを既存株主に享受いただけるものであり、中長期的な観点から発行会社の既存株主の利益に貢献できるものと考えている。

さらに、本新株予約権の割当予定先は本新株予約権の行使により取得する株式を随時市場で売却することを予定しているため、本新株予約権の発行及び行使を通じて大規模な数量の新株が発行されることは想定されるが、それと同時に、当該売却により新株が市場への流入することも想定される。これにより、より多くの投資家に対して発行会社株式に投資する機会をもたらすことが可能となり、市場での発行会社株式の流動性の更なる向上、ひいては発行会社株価への貢献も期待できる。

また、今回の資金調達については、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 50,000,000 株に対し、取引所における 2026 年 3 月 12 日までの発行会社普通株式の過去 6 ヶ月における 1 日当たり平均出来高は 299,708 株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの流動性を有している。

したがって、本新株予約権による資金調達に係る発行会社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断している。

イ 検討及び小括

本第三者割当により議決権ベースで 115.80%という大幅な既存株式に対する希薄化が生じるものではあるが、本第三者割当には必要性が認められることは上述のとおりであるうえ、本新株予約権は、原則として 18 ヶ月間にわたって段階的に行使されることから、行使による新株の発行も段階的に行われる予定であり、大規模な希薄化及びその影響が一度に生じるものではなく、また、本新株予約権の割当予定先は本新株予約権の行使により取得する株式を随時市場で売却することを予定しているため、本新株予約権の発行及び行使を通じて大規模な数量の新株が発行されることは想定されるが、それと同時に、当該売却により新株が市場への流入することも想定され、これにより、より多くの投資家に対して発行会社株式に投資する機会をもたらすことが可能となり、市場での発行会社株式の流動性の更なる向上、ひいては発行会社株価への貢献も期待でき、さらに、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 50,000,000 株に対し、取引所における発行会社普通株式の過去 6 か月における 1 日当たり平均出来高は 299,708 株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有している。したがって、本新株予約権による資金調達に係る発行会社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、ひいては株式市場への極端かつ不当な影響が生じることは想定されていないと認めることができるから、既存株主に与える希薄化による影響は緩和され得るものと合理的に考えられる。

よって、発行数量及び処分数量並びに株式の希薄化の規模については相当であると認められる。

(4) 割当先の選定理由について

ア 概要

発行会社は、2026 年 2 月に入り発行会社株価が第 8 回新株予約権の下限行使価額である 267 円を継続的に下回り新株予約権行使がなされず資金調達が進まない状態に陥っており、発行会社事業運営に必要な資金調達手法について検討してきた。

そのような中で、発行会社より EVOLUTION JAPAN 証券株式会社（以下「EJS」という。）に 2026 年 2 月に相談をしたところ、同社から第 8 回新株予約権の取得・消却及び本新株予約権による資金調達に関する提案を同月に受けた。同社より提案を受けた本スキームは、株式ではなく、新株予約権を発行することから株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができ、前述の第 8 回新株予約権の行使が進まない状況を解消でき、既存株主の利益に配慮しながら、全体として、発行会社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、発行会社のニーズに合致していると考えており、発行会社の今後の成長にとって最善であると判断している。

また、本スキームのメリット・デメリット及び他のスキームを勘案の上、資金使途に必要な資金を、既存株主の利益に配慮しつつ一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定し、EVO FUND を割当予定先として選定した。

イ 検討

EVO FUND を割当予定先とした理由等に係る発行会社による以上の説明には、いずれも不合理な点は認められない。

そして、その他により適切な割当予定先候補も不相当であることからすると、EVO FUND は本第三者割当の割当予定先として相当であると認められる。

(5) 小括

以上のとおり、本第三者割当には相当性が認められる。

上記意見書を参考に討議・検討した結果、当社は、2026 年 3 月 13 日開催の取締役会において、本資金調達を行うことを決議いたしました。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期
売上高（千円）	4,216,448	—	1,774,723
営業損失（△）（千円）	△740,478	—	△1,456,570
経常損失（△）（千円）	△801,562	—	△316,625
親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△1,164,779	—	△2,717,816
1株当たり当期純損失（△）（円）	△230.84	—	△157.29
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額）（円）	— （—）	— （—）	— （—）
1株当たり純資産額（円）	△174.95	—	334.50

(注) 当社は、連結子会社であった株式会社ANAPラボが2023年11月29日付で解散し、2024年2月9日付で清算終了したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、2024年8月期は連結財務諸表を作成しておりません。その後2025年2月に連結子会社を新設したことにより、2025年8月期は連結財務諸表を作成しております。

(2) 最近3年間の業績（単体）

決算期	2023年8月期	2024年8月期
売上高（千円）	4,216,448	2,709,226
営業損失（△）（千円）	△740,775	△996,492
経常損失（△）（千円）	△789,224	△1,076,272
当期純損失（△）（千円）	△1,160,110	△1,187,594
1株当たり当期純損失（△）（円）	△229.92	△231.54
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額）（円）	— （—）	— （—）
1株当たり純資産額（円）	△173.25	△404.97

(3) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026年3月13日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	43,524,400 株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	31,930,938 株	73.36%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	31,930,938 株	73.36%

上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	-	-
-------------------------	---	---

(注) 上記潜在株式数は、第8回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る潜在株式数であります。なお、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、第8回新株予約権は取得及び消却される予定です。

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

(単位：円)

決算年月	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期
始 値	400	256	264
高 値	407	454	1,835
安 値	235	168	242
終 値	256	261	697

② 最近6ヶ月間の状況

(単位：円)

	2025年 10月	11月	12月	2026年 1月	2月	3月
始 値	485	501	430	301	252	241
高 値	733	502	441	349	267	252
安 値	482	416	253	246	230	215
終 値	501	431	269	254	244	230

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
2. 2026年3月の株価については、2026年3月12日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価 (単位：円)

年月日	2026年3月12日
始 値	230
高 値	233
安 値	227
終 値	230

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株式の発行

払 込 期 日	2024年11月27日
調 達 資 金 の 額	1,350,000,000円
発 行 価 額	1株につき125円
募集時における 発行済株式数	5,474,800株
当該募集による 発行株式数	10,800,000株
募集後における 発行済株式数	16,274,800株

割 当 先	ネットプライス事業再生合同会社：6,800,000株 QL有限責任事業組合：3,600,000株 株式会社サムライパートナーズ：400,000株
発行時における当初の資金使途（注）	現物出資による債務の株式化(DES)
発行時における支出予定時期	2024年11月
現時点における充 当 状 況	全額充当済みです。

(注) 本①の新株式の発行については、金銭債権の現物出資により割当が行われております。

② 第三者割当による第6回新株予約権の発行

割 当 日	2024年11月27日
発行新株予約権数	28,925個
発 行 価 額	11,598,925円 (本新株予約権1個につき401円)
発行時における調達予定資金の額	711,583,925円 (内訳) 新株予約権発行分 11,598,925円 新株予約権行使分 699,985,000円
割 当 先	株式会社ネットプライス：6,198個 QL有限責任事業組合：22,727個
募集時における発行済株式数	5,474,800株
当該募集による潜在株式数	2,892,500株(第6回新株予約権1個につき100株)
現時点における行使状況	2,892,500株
現時点における調達した資金の額	711,583,925円
発行時における当初の資金使途	① 新規出店及び既存店舗の改修費用：200百万円 ② 販売事業における広告・プロモーション費用：200百万円 ③ 商品仕入、イベント販売等の運転資金：251百万円
発行時における支出予定時期	① 2024年11月～2027年8月 ② 2024年11月～2027年8月 ③ 2024年11月～2027年8月
現時点における充 当 状 況	① 全額充当済みです ② 全額充当済みです ③ 全額充当済みです

③ 第三者割当による新株式の発行(公正発行)

払 込 期 日	2025年7月22日
調達資金の額	11,499,936,800円
発 行 価 額	1株につき968円
募集時における発行済株式数	19,167,300株

当該募集による発行株式数	11,880,100株
募集後における発行済株式数	31,047,400株
割当先	ネットプライス事業再生合同会社：3,615,700株 株式会社キャピタルタイフーン：8,264,400株
発行時における当初の資金使途（注1）（注2）	① 現物出資による債務の株式化(DES)：3,500百万円 ② ビットコインの現物出資：7,999百万円 ③ 当社子会社（株式会社ANAP）における運転資金：500百万円 ④ 当社子会社（株式会社ARF、株式会社AEL）における運転資金：500百万円
発行時における支出予定時期	① 2025年7月 ② 2025年7月 ③ 2025年7月～2026年8月 ④ 2025年7月～2026年8月
現時点における充当状況	① 全額充当済みです。 ② 全額充当済みです。 ③ 全額充当済みです。 ④ 全額充当済みです。

- (注) 1. 本③の新株式の発行（公正発行）と下記④の新株式の発行（有利発行）により調達する資金に係る使途の合計額であります。
2. 本③の新株式の発行の一部については、金銭債権及びビットコインの現物出資により割当が行われております。

④ 第三者割当による新株式の発行（有利発行）

払込期日	2025年7月22日
調達資金の額	1,000,000,000円
発行価額	1株につき250円
募集時における発行済株式数	19,167,300株
当該募集による発行株式数	4,000,000株
募集後における発行済株式数	23,167,300株
割当先（注）	合同会社AEGIS
発行時における当初の資金使途	上記「③ 第三者割当による新株式の発行（公正発行）」に記載のとおりです。
発行時における支出予定時期	上記「③ 第三者割当による新株式の発行（公正発行）」に記載のとおりです。
現時点における充当状況	上記「③ 第三者割当による新株式の発行（公正発行）」に記載のとおりです。

- (注) 当初はQL有限責任事業組合に対して10,000,000株を、株式会社Tiger Japan Investmentに対して6,500,000株を割り当てる予定でしたが、QL有限責任事業組合及び株式会社Tiger Japan Investmentと当社との必要な契約締結とその定めに従った出資の履行が完了しなかったため、QL有限責任事業組合及び株式会社Tiger Japan Investmentについては失権となりました。

⑤ 第三者割当による第7回新株予約権の発行

割当日	2025年7月22日
-----	------------

発行新株予約権数	49,070 個
発行価額	65,557,520円 (第7回新株予約権1個につき1,336円)
発行時における調達予定資金の額	4,815,533,520円 (内訳) 新株予約権発行分 65,557,520円 新株予約権行使分 4,749,976,000円
割当先(注)	ネットプライス事業再生合同会社: 28,409個 合同会社AEGIS: 20,661個
募集時における発行済株式数	19,167,300 株
当該募集による潜在株式数	4,907,000 株 (第7回新株予約権1個につき100株)
現時点における行使状況	2,846,100 株 (2025年8月31日時点)
現時点における調達した資金の額	2,755,024,800 円 (2025年8月31日時点)
発行時における当初の資金用途	① 当社子会社(株式会社ANAP)における運転資金: 1,180 百万円 ② 当社子会社(株式会社ARF、株式会社AEL)における運転資金: 830 百万円 ③ 当社子会社(株式会社ANAP)におけるM&A資金: 0 百万円 ④ 当社子会社(株式会社ANAPライトニングキャピタル)におけるビットコイン取得資金: 2,750 百万円
発行時における支出予定時期	① 2025年7月~2030年7月 ② 2025年7月~2030年7月 ③ 2025年7月~2026年8月 ④ 2025年7月~2026年3月
現時点における充当状況	① 全額充当済みです。 ② 全額充当済みです。 ③ 全額充当済みです。 ④ 全額充当済みです。

- (注) 1. 当初はQL有限責任事業組合に対して第7回新株予約権10,330個を割り当てる予定でしたが、QL有限責任事業組合による当社との間で必要な契約締結とその定めに従った払込手続きが完了しなかったため、QL有限責任事業組合については失権となりました。
2. 2026年3月13日時点において第7回新株予約権は49,070個全部が行使済みであり、これにより発行された株式数は4,907,000株となります。

⑥ 第三者割当による第8回新株予約権の発行

割当日	2025年12月1日
発行新株予約権数	340,000 個
発行価額	23,460,000円 (第8回新株予約権1個につき68円)
発行時における調達予定資金の額	18,145,460,000円 (内訳) 新株予約権発行分 23,460,000円 新株予約権行使分 1,822,000,000円
割当先	EVO FUND
募集時における発行済株式数	39,608,636 株(自己株式345,764株を除く)

当該募集による潜在株式数	34,000,000株（第8回新株予約権1個につき100株）
現時点における行使状況	3,570,000株（2026年3月13日時点）
現時点における調達した資金の額	1,028,520,000円（2026年3月13日時点）
発行時における当初の資金使途	① 第8回無担保社債（少数者私募）の償還：1,950百万円 ② 長期借入金返済（ネットプライス事業再生合同会社）：6,600百万円 ③ ビットコイン事業資金：9,448百万円
発行時における支出予定時期	① 2025年12月～2027年6月 ② 2025年12月～2026年2月 ③ 2025年12月～2027年6月
現時点における充当状況	① 850百万円 ② 178百万円 ③ 0百万円

（注）1. 2026年3月13日時点において第8回新株予約権は35,700個が行使済みであり、これにより発行された株式数は3,570,000株となります。

2. 「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（2）資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、第8回新株予約権は取得及び消却される予定です。

⑦ 第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

割当日	2025年12月1日
発行新株予約権数	8個
社債及び新株予約権の発行価額	800,000,000円 （第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の金額100円につき100円。） 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権については、当該新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
発行時における調達予定資金の額	800,000,000円
割当先	ネットプライス事業再生合同会社
募集時における発行済株式数	39,608,636株（自己株式345,764株を除く）
当該募集による潜在株式数	1,500,938株
現時点における行使状況	0株（2026年3月13日時点）
現時点における調達した資金の額	800,000,000円（2026年3月13日時点）
発行時における当初の資金使途	① ビットコイン事業資金：800百万円
発行時における支出予定時期	① 2025年7月～2030年7月
現時点における充当状況	① 800百万円を充当済みです。

（注）1. 2026年3月13日時点において第1回無担保転換社債型新株予約権付社債は0個が転換済み

であり、これにより発行された株式数は0株となります。

II 第8回新株予約権の取得及び消却

1. 第8回新株予約権の取得及び消却

上記「I 第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行 3. 資金調達方法の概要及び選択理由（2）資金調達方法の選択理由」をご参照ください。

2. 第8回新株予約権の取得及び消却の理由

上記「I 第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行 3. 資金調達方法の概要及び選択理由（2）資金調達方法の選択理由」をご参照ください。

3. 今後の見通しについて

当社の2026年8月期の業績に与える影響につきましては軽微であります。

以上

(別紙)

**株式会社ANAPホールディングス第9回新株予約権
発行要項**

1. 新株予約権の名称 株式会社ANAPホールディングス第9回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 9,000,000 円(本新株予約権 1 個当たり 18 円)
3. 申込期日 2026 年 3 月 30 日
4. 割当日及び払込期日 2026 年 3 月 30 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 50,000,000 株(本新株予約権 1 個当たり 100 株(以下「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 500,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 18 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、230 円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、割当日の翌取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)に初回の修正がされ、割当日の翌々取引日に 2 回目の修正がされ、以後 2 取引日が経過する毎に修正される(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。)。本項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2026 年 3 月 13 日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 100% に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。2 回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ 2 連続取引日(以下、2026 年 3 月 13 日とあわせて、個別に又は総称して「価格算定期間」という。)の各取引日(但し、終値が存在しない日を除く。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の 100% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、価格算定期間内において第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。
 - (2) 本項第(1)号にかかわらず、①当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日(当日を含む。)から当該株主確定日等(当日を含む。)までの、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により本新株予約権の行使ができない期間(以下「株主確定期間」という。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とする。)、及び②当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の 2 取引日後(当日を含む。)の日とし、当該日以降、2 取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。
 - (3) 下限行使価額は、当初 115 円とする。下限行使価額は、第 11 項の規定を準用して調整される。
11. 行使価額の調整
 - (2) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価

額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}}{}$$

(3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の役職員に対して譲渡制限付株式報酬として当社普通株式を交付する場合、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(当社の役職員に対して交付されるストックオプションを除く。)若しくは新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を除く。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(5) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

- ① 0.1円未満の端数を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数

- 第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (6) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (7) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (8) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権の行使期間
2026年3月31日から2027年9月30日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)の11取引日以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより(但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。)、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 第12項で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で取得する。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で第10項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 株式の交付方法

